

【特定事業所加算】について

居宅介護支援事業所において、専門性の高い人材を確保し、介護度の高い利用者や支援が困難な場合に対しても積極的に提供するといった、質の高いケアマネジメントを提供する事業所を評価する加算です。厚生労働大臣が定める算定要件を満たしているかにより評価として認められます。その目的は、地域全体の介護サービスの質の向上を目指すことです。特定事業所加算にはⅠ、Ⅱ、Ⅲの3種類があります。

ケアプランセンター(居宅介護支援事業所)東部・中部・西部は、下記の要件を満たし特定事業所加算Ⅱを受けています。

【特定事業所加算Ⅱ】

- ① 常勤専従の主任介護支援専門員を配置していること。
- ② 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ③ 利用者の情報及び介護サービス提供についての留意事項伝達等を目的とした会議を週1回以上開催し、会議の議事録を保存すること。
- ④ 24時間の連絡体制と利用者等の相談対応の体制を確保していること。
- ⑤ 年度が始まる前に、介護支援専門員個人単位で次年度の研修実施にあたっての目標内容、期間の計画を策定する。管理者は研修の進捗、達成状況によって、必要に応じて見直しを行っていくこと。
- ⑥ 地域包括支援センターより支援困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供し、かつ地域包括支援センターと連携を図ること。
- ⑦ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑧ 介護支援専門員1人当たりの利用者平均数が40人に満たないこと。また、利用者数が特定の専門員に偏らないようにすること。
- ⑨ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力もしくは協力体制を確保していること。

特定事業所加算Ⅱ：1ヵ月につき400単位